

## 大使館からのお知らせ（ナイジェリア政府による新たな水際措置の実施）

令和3年6月29日  
在ナイジェリア日本国大使館

### 【ポイント】

報道等によれば、ナイジェリア連邦政府は6月28日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ナイジェリアへの入国を一時的に禁止する国のリストに、南アフリカ共和国を追加しました。

### 【本文】

1 ナイジェリア政府は、新たな感染リスクを抑えるため、5月4日からインド、ブラジル及びトルコからの渡航者（ナイジェリア人を除く）の入国を認めない旨発表していましたが、6月28日、これら入国禁止対象国のリストに南アフリカ共和国を追加する旨発表しました。

これは、新型コロナウイルスに関する大統領運営委員会が発表したもので、右によれば、今回の措置は、南アフリカ共和国でのデルタ変異株の感染が拡大していることを受けたものとの由です。

また、同委員会はアフリカ諸国での感染者が急増しているとし、特に、ザンビア、ルワンダ、ナミビア及びウガンダの状況を監視しているとしました。

2 今後も各国で新たな水際対策措置が講じられる可能性が考えられますので、引き続き乗り継ぎ国を含め渡航先の最新の情報を入手していただくとともに、感染予防に努めていただくようお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○ 在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：[visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)

(了)